

改正後	現行																				
2 開示請求の対象となる保有個人情報の範囲 (2) 個人に関する情報 ア 個人に関する情報の具体例 個人に関する情報の一部を例示すると、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>生活、家庭、身分関係</td><td>住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴、会社における職位又は所属に関する情報等</td></tr> <tr> <td>内心の状況</td><td>思想、信教、信条、趣味 等</td></tr> <tr> <td>心身の状況</td><td>体力、健康状況、身体的特徴、病歴のほか、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述 等</td></tr> <tr> <td>社会経済活動</td><td>学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、振込口座番号、<u>健康保険の資格確認書</u>の記号番号 等</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>上記のほか、試験の受験番号や単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述、その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 等</td></tr> </table>	生活、家庭、身分関係	住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴、会社における職位又は所属に関する情報等	内心の状況	思想、信教、信条、趣味 等	心身の状況	体力、健康状況、身体的特徴、病歴のほか、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述 等	社会経済活動	学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、振込口座番号、 <u>健康保険の資格確認書</u> の記号番号 等	その他	上記のほか、試験の受験番号や単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述、その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 等	2 開示請求の対象となる保有個人情報の範囲 (2) 個人に関する情報 ア 個人に関する情報の具体例 個人に関する情報の一部を例示すると、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>生活、家庭、身分関係</td><td>住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴、会社における職位又は所属に関する情報等</td></tr> <tr> <td>内心の状況</td><td>思想、信教、信条、趣味 等</td></tr> <tr> <td>心身の状況</td><td>体力、健康状況、身体的特徴、病歴のほか、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述 等</td></tr> <tr> <td>社会経済活動</td><td>学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、振込口座番号、<u>保険証</u>の記号番号 等</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>上記のほか、試験の受験番号や単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述、その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 等</td></tr> </table>	生活、家庭、身分関係	住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴、会社における職位又は所属に関する情報等	内心の状況	思想、信教、信条、趣味 等	心身の状況	体力、健康状況、身体的特徴、病歴のほか、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述 等	社会経済活動	学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、振込口座番号、 <u>保険証</u> の記号番号 等	その他	上記のほか、試験の受験番号や単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述、その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 等
生活、家庭、身分関係	住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴、会社における職位又は所属に関する情報等																				
内心の状況	思想、信教、信条、趣味 等																				
心身の状況	体力、健康状況、身体的特徴、病歴のほか、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述 等																				
社会経済活動	学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、振込口座番号、 <u>健康保険の資格確認書</u> の記号番号 等																				
その他	上記のほか、試験の受験番号や単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述、その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 等																				
生活、家庭、身分関係	住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴、会社における職位又は所属に関する情報等																				
内心の状況	思想、信教、信条、趣味 等																				
心身の状況	体力、健康状況、身体的特徴、病歴のほか、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述 等																				
社会経済活動	学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、振込口座番号、 <u>保険証</u> の記号番号 等																				
その他	上記のほか、試験の受験番号や単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述、その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 等																				

改正後	現行
4 不開示情報 (1) 個人に関する情報 【法第78条第1項第2号】 【具体例】 ・ 氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等 ・ 振込口座番号、試験の受験番号、<u>健康保険の資格確認書</u>の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等 ・ 住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、振込金融機関名、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴等 ・ その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 (3) 公共の安全等に関する情報 【解説】 <u>ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持</u> 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、<u>拘禁刑</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。	4 不開示情報 (1) 個人に関する情報 【法第78条第1項第2号】 【具体例】 ・ 氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等 ・ 振込口座番号、試験の受験番号、<u>保険証</u>の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等 ・ 住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、振込金融機関名、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴等 ・ その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 (3) 公共の安全等に関する情報 【解説】 <u>ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持</u> 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、<u>懲役</u>、<u>禁錮</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。